

利殖商法

預金金利の低迷が続くなか、老後の生活費に不安を抱える消費者心理につけ込み、リスクを告げないで「必ず儲かる」「値上がり確実」などと利益ばかりを強調して、出資や投資を勧誘する商法です。最近では初めから騙す目的で複数の業者が勧誘しているように装う、「買え買え詐欺」と呼ばれる劇場型勧誘が多く発生し、多額の被害が出ています。

事例

Case 1

仏 像のパフレットが届いた。数日後、パンフレットに記載された業者とは違う別の業者から「仏像のパフレットが届いていないか?」と電話があった。「届いた」と告げると、「仏師が山口県出身で今回販売する仏像は山口県の人しか買えない。代わりに購入してくれば、2倍の値段で買い取る。」と電話があった。儲かると思って購入し、買取を持ちかけてきた業者に連絡をしたが、連絡がとれない。



事例

Case 2

A 社からシェールガス施設運用権購入パンフレットが届いた。その後、B社から「運用権を欲しがっている人がいるが、案内が届いた人しか買えない。その人に代わって申し込んでほしい。お金はその人が用意するので必要なく、1口につき3万円の謝礼をする。」と電話があった。申し込むだけで謝礼がもらえるならと、10口(100万円分)申し込んだ。その後、「追加申し込みしてほしい」と頼まれ、追加で50口(500万円分)申し込むと、「監査が入って『名義人と振り込み人が違うのは問題』と指摘された。後でお金を渡すので、代わりに入金してほしい。」と言われ、お金を振り込んだが、その後B社ともA社とも連絡がとれなくなってしまった。



利殖商法

一度被害に遭った人を狙う 二次被害

事例

Case

5年前に未公開株を購入したが、上場されず、販売した業者とも連絡がとれなくなり損をした。最近、別の業者から連絡があり、「当時の被害を回復することができる。そのためには手続きをする費用が必要。」と手数料の支払いを求められ支払ったが、その後連絡がとれなくなった。



⚠ 勧誘商品の事例

●未公開株 ●社債 ●先物取引 ●外国為替証拠金取引 ●養殖業 ●原野商法
●和牛預託 ●マンション経営 ●海外紙幣 ●天然資源探掘権 ●仏像等美術品 等々
金融商品や権利等、法の規制をかいぐる商品やサービスを勧めてきます。

アドバイス

Advice

「必ず儲かる」「絶対に損をしない」はあり得ません。利益を断定して勧誘するのは違法です。

仕組みがよく理解できない出資話、投資話には手を出さないことです。利益や元本は保証されているものではなく、**損失が発生する危険性**があります。他の業者や公的機関を名乗り契約を勧めてきたときは詐欺が想定されるので、特に注意。契約を勧める業者は、販売業者と共謀、または、同一の可能性もあります。一度被害に遭うと、その情報を元に再度勧誘を受ける可能性が高いので注意が必要です。

★契約する前に、周囲に相談しましょう。

★万が一被害に遭ったときは、すぐに**警察**に届けましょう!!

ポイント Point

**儲け話に要注意! うまい話には裏がある。
一度あったら、二度目もあると肝に銘じよう!!**